

総務課長  
契約課長  
管財課長  
財政課長  
上下水道課長  
監査委員事務局長  
教育委員会総務課長

関係者の方へご閲覧下さい。



一般社団法人 日本経営協会  
九州本部長 松尾英一

NOMA行政管理講座〈福岡〉開催について（ご案内）

# 新任担当者のための 公有財産管理講座（基礎）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。本会の事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、地方財政健全化法により各地方自治体の財政状況が注目されており、財政の健全化に向けた取り組みが活発に行われております。

今回、公有財産管理に必要な基礎的な知識（総論）の修得から、課題の多い公有財産管理の諸問題に具体的に実務としてどう対応していくか、法的根拠からその実際までを、わかりやすく解説する標記講座を下記の通り開催いたします。

公務ご多忙中のおりとは存じますが、この機会に関係者多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：2020年5月20日（水）13：00～17：00  
5月21日（木）10：00～16：00

※受付はセミナー開始30分前からとなります。

会 場：パピヨン24 3階会議室  
福岡市博多区千代1-17-1（西部ガス本社ビル）

講 師：（元）国分寺市副市長 樋口満雄氏

参加料（負担金）	参加料	消費税（10%）	合計
本会会員（1名）	29,000円	2,900円	31,900円
一般（1名）	32,000円	3,200円	35,200円

申込方法：裏面申込書に必要事項をご記入のうえ、下記へお申込み下さい。  
折返し参加券・請求書・振込用紙を連絡担当者宛にお届けいたします。

- ・受付は参加券送付にて確認いたします。未着の場合は、3日前までに電話にてご確認下さい。
- ・参加料（負担金）は、銀行振込にて当日までにお納め下さい。
- ・参加料（負担金）払込手続がやむを得ず当日より遅れる場合は、払込方法、予定日をご連絡下さい。
- ・ファクシミリでのお申込みも受付けます。
- ・お納めいただいた参加料（負担金）は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・天候不良および参加人数が少人数の場合、中止または延期させていただきます。

キャンセル：開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

会場案内図



JR博多駅より西鉄バス10・29番にて千代町下車すぐ  
市営地下鉄箱崎線、千代県庁口4番出口直通  
JR吉塚駅より徒歩約20分

ご注意

- ・銀行振込の場合、領収書の発行は省略し「銀行振込金受領書」を領収書に代えさせていただきます。
- ・振込手数料は貴方にてご負担願います。
- ・お振込みは必ず申込役所名・団体名でお願いします。

お申込み お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 九州本部 企画研修グループ 行政管理講座担当  
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-6-16 西鉄博多駅前ビル7F  
TEL：092（431）3365 FAX：092（431）3367  
URL：http://www.noma.or.jp

# ◆プログラム◆

1. 地方財務会計制度と財産管理
  - ◆地方財政制度と財務会計制度
  - ◆財務と財産管理事務の関係（地方自治法）
  - ◆財産管理事務の規定（地方自治法施行令）
  - ◆自治体財産管理に関する法律等の体系（概要）
2. 自治体財産は市民共有の財産
  - ◆財産管理と自治体職員のあるべき姿
  - (1)維持管理の視点
  - (2)活用の視点
3. 財産の定義と分類
  - (1)財産とは
  - (2)財産の分類
  - (3)財産の範囲
  - (4)公有財産の分類
4. 公有財産の取得・処分等の原則
  - ◆公有財産の取得から処分の流れ（概要）
  - (1)公有財産の取得・管理・処分の権限
  - (2)公有財産に関する長の総合調整権
  - (3)公有財産事務に従事する職員の行為の制限
  - (4)公有財産使用上の制限
5. 行政財産に関する実務
  - (1)行政財産の定義等
  - (2)行政財産の取得
  - (3)行政財産の管理・処分
  - (4)行政財産の用途変更・用途廃止
  - (5)行政財産の貸付・私権の設定
  - (6)行政財産の目的外使用
  - (7)行政財産の使用許可条件と手続き
  - (8)行政財産の使用許可の取消
  - (9)行政財産の使用権に関する審査請求
6. 普通財産に関する実務
  - (1)普通財産の定義等
  - (2)普通財産の取得
  - (3)普通財産の管理・処分
  - (4)普通財産の貸付等
  - (5)公有地の土地信託制度
7. 旧慣による公有財産の使用
8. 公の施設に関する実務
  - (1)公の施設の定義
  - (2)公の施設の設置と管理責任
  - (3)公の施設の市民利用
  - (4)公の施設の区域外設置
9. 指定管理者制度に関する実務
  - ◆指定管理者制度の骨格
  - (1)指定管理者制度とは
  - (2)条例の規定と運用マニュアル
  - (3)選定基準と評価基準
  - (4)指定管理者制度活用の方向性
10. 公有財産管理の課題
  - (1)境界確定
  - (2)いわゆる赤道・水路
  - (3)管理上の瑕疵と損害賠償責任
  - (4)不法占拠
11. 公有財産の有効活用
  - (1)管理の適正化
  - (2)財産の記録管理
  - (3)公会計制度改革と公有財産
  - (4)公有財産の棚卸しと固定資産台帳
  - (5)公有財産の運用による財源確保
  - (6)公の施設の延命化
  - (7)公の施設の再編成
  - (8)公共施設マネジメント
  - (9)包括的管理委託制度

## 講師紹介 樋口 満雄（ひぐち みちお）氏（元）国分寺市副市長

### 経 歴

☆昭和25年・新潟県十日町市（旧中里村）生まれ  
 ☆昭和50年1月…国分寺市に入職…会計課（9年）・財政課（9年）…職員課（4.5年）  
 …介護保険課（4.5年）…政策経営課（4年）  
 ☆平成18年4月…政策部長（3年）  
 ☆平成21年1月…副市長に就任…平成26年12月まで6年間に在職

### 講 義

☆昭和62年2月より平成27年1月まで一般社団法人日本経営協会「出納事務の合理的運用実務」講座を担当。80数回の講義を実施

### 論 文

「自治体の予算編成と施策の収支計算」『自治体の施策と費用（鳴海正泰編著・学陽書房）』1988年10月  
 「予算審議と決算認定」『21世紀の地方自治戦略・地方政治と議会（西尾勝・岩崎忠夫編集・ぎょうせい）』1993年4月  
 「公営ギャンブルの構造と自治体」『パブリック・マネー（年報自治体学会第2号・自治体学会編・良書普及会）』1990年3月  
 「介護保険の苦情相談」『実践Q&A 介護保険の苦情対応・東京法令出版』部分執筆 2000年10月  
 「自治の原点から再出発 ～自治体が危ない…危機をチャンスに～」『一般社団法人日本経営協会・政策創造研究会報告書』2010年3月

### 著 作

「図解よくわかる自治体の契約事務のしくみ」（学陽書房）2019年8月

## [WEBお申込のご案内]

一般社団法人日本経営協会ホームページ <http://www.noma.or.jp/>

本会ホームページからも、セミナーご参加のお申込みが可能です。  
 お申込みが完了しましたら、ご確認メールが届きますので、お申込み漏れ等の防止にもなりますのでご検討いただければ幸いです。

WEB  
お申込みの  
流れ

- ①一般社団法人日本経営協会ホームページ <http://www.noma.or.jp>
- ②「セミナー／講座」を選択
- ③「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- ④ご希望セミナーを選択
- ⑤ご希望セミナー詳細の最後の「WEB申込み」からお申込み
- ⑥お申込みをいただきますと、確認メールが届きます。
- ⑦お申込み完了

Y-290292-3

キ-リ-ト-リ-線

FAX 092-431-3367

一 NOMA 行政管理講座〈福岡〉開催一

「新任担当者のための公有財産管理講座（基礎）」参加申込書

60014499 \* 団体コード \* 登録番号

ふりがな	TEL ( ) FAX ( )
役 所 名 団 体 名	E-mail
所 在 地	〒 〈ご記入下さい。〉 2020年5月20日～21日 □ 会 員 31,900円（税込）× _____名 □ 一 般 35,200円（税込）× _____名
ふりがな	所属・役職
参加者氏名	担当経験年数 年 月
ふりがな	所属・役職
参加者氏名	担当経験年数 年 月
連絡担当者	所属・役職
	請 求 書 要・不要

(注) 太ワクの中をご記入下さい。※印は当協会記入欄です。(経験年数は現在の部課での年数をご記入下さい。)  
 ・循環型社会構築を目指して一本案内状はリサイクル紙を使用しております。

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内 なお、②がご不要の場合は□にチェックして下さい。—— □不要